

■ 前提として

	B型 肝炎	C型 肝炎
治療法 (主なもの)	飲み薬でウイルスの増殖を抑えられるが 排除はできない → 原則 一生飲み続ける	飲み薬でウイルスの 排除が可能 → 原則 8~12週で飲みきり
治療対象	ウイルス量が多い方など 約 1 割程度 ※治療しない方（無症候性キャリア等）も 発がんリスクがあるため定期検査は原則必要	原則すべての方 ※治療後（ウイルス排除後）も 発がんリスクが残るため定期検査は原則必要
ワクチン	あり (H28.10月から0歳児を対象に定期接種化)	なし

（その他）普及啓発リーフレット

助成制度一覧

```

graph TD
    A[肝炎ウイルス検査] --> B[初回精密検査]
    B --> C[治療]
    C --> D[定期検査]
    E[主にB型肝炎の経過観察の方] -.-> A
    F[主にC型肝炎の治療後の方] -.-> C
  
```

	助成対象者	自己負担額	申請時期
肝炎ウイルス検査	原則、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	無料 (保健所・委託医療機関)	随時 (直接受検先へ申込み)
初回精密検査	肝炎ウイルス検査(※)陽性者 ※行政実施・職域・妊婦健診・手術前のものに限る	対象検査項目は無料 →窓口で一度支払い、県へ払戻し請求	原則 陽性結果通知後 1年以内
治療 (治療に関連する検査も助成対象)	肝炎治療(抗ウイルス治療)を受ける方	月額1万円 or 2万円	原則 治療開始月の月末まで →県が 受給者証 発行
	肝がん・重度肝硬変 の入院治療 又は 肝がん の通院治療(※)を受ける方 ※分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療に限る (肝炎ウイルスに起因するもので世帯年収が約370万円以下の方)	月額1万円 →通院は、窓口で一度支払い、県へ払戻し請求	原則 助成開始月の月末まで →県が 参加者証 発行
定期検査	肝炎ウイルスの感染による慢性肝炎、肝硬変、肝がんの診断を受けた方 ※無症候性キャリアは対象外 (世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の方)	対象検査項目につき 0～3千円 →窓口で一度支払い、県へ払戻し請求	検査を受けてから 1年以内 (毎年度2回まで助成可能)

主にB型肝炎の経過観察の方

主にC型肝炎の治療後の方

※C型肝炎給付金のリーフレットは
[厚労省HP](#)に掲載されています



お問い合わせ先：石川県健康福祉部健康推進課 TEL：076-225-1438 HP：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/kanen/kanentaisaku.html>

R8.7月改訂

石川昌 肝炎対策

